

第 162 号

瓦版 えくれしあ

～ 集いの場 ～



目 次

1. 身近にある労働の法律 - 13 残業代計算の基になる時間単価等
2. 平成 27 年来日外国人犯罪の検挙状況から～ベトナム人を中心に
3. 新聞記事から 医療通訳はだれのため？ 在日外国人の健康格差、現実に即した医療体制とは
4. 美術館情報 広島現代美術館 1945 年±5 年 戦争と復興：激動の時代に美術家は何を描いたのか
5. 本の紹介 ルポ ニッポン絶望工場 出井康博著
6. 今月の言葉

身近にある労働の法律 - 13

残業代計算の基になる時間単価等

毎月の賃金明細書を見て、そこに記載されている項目がどのような法律や計算方法で記載されているか分かる人はごく少数だろうと思えます。社会保険料であれば保険料額表と対比すれば標準報酬月額は分かりますが、実際に支給されている賃金の支給総額と一致しません。毎年 4 月 5 月 6 月の 3 か月間に支給された賃金の平均値で標準報酬月額が毎年変更されることを知っていなければ何故保険料額表と一致しないのか疑問に思うはずです。残業代の計算にしても同じで残業代を残業時間数で割って 1 時間単価を算出して 1.25 で割れば時間単価が出ます。この金額が基本給の時間単価と一致していればそれでいいのかと言うと疑問が残ります。原則論として、時給契約している場合であっても、手当類の支給があればそれらの手当類も含めて残業時間の単価を計算する必要があります。しかし労基法と施行規則にはこの割増賃金基礎給から除く手当類が次の表の通り定められているためそれらは除いて計算する必要があります。賃金が最低賃金を上回っているかどうか比較する場合にも一定の手当類を除いて計算することになります。(注 1)

労基法第 37 条	家族手当、 通勤手当
施行規則第 21 条	別居手当、 子女教育手当、 住宅手当、 臨時に支払われた賃金、 一箇月を超える期間ごとに支払われる賃金

住宅手当が一律支給される場合には割増賃金基礎給に含める必要がありますし、営業手当の名目であっても就業規則で時間外手当に代るものと言う規定があれば当然割増賃金基礎給から除かれます。しかし営業手当に見合う時間数を超えた残業時間分については追加の支払いが必要にな

ります。また「一箇月を超える期間ごとに支払われる賃金」については、本来は毎月支払われるべきものでありながら2ヵ月に1回まとめて支払われているようなものはこの規定を悪用しているためだけの話なので割増賃金基礎給に加える必要があります。中には手当類は一切無視して基本給だけをベースとして割増賃金単価を計算しているところもあります。先日、「割増賃金単価に手当類が含まれていない為、正規に計算した割増賃金との差額を支払え。」とユニオンから申し入れがあったと相談を受けました。「賃金計算は税理士さんに依頼しているのでこの辺りの法律的なことは全く分からない。」とのことでした。当然支払うべき賃金なので支払い、これからの残業代については正規の方法に切り替えることとなります。ユニオンに加入して問題提起してきた1名以外の人についてどうするかと考えると会社にとっては頭の痛いところとなります。専門家が当然指導すべきところを指導していなければ損害賠償請求の問題として検討せざるを得ないこととなります。なかなかそこまでいくことは無いでしょうが私自身も「他山の石」とせず自戒しなければならぬところです。ある程度の規模の会社であれば、賃金の計算と会計処理そして社会保険・労働保険の手続きは自社で行ったうえで専門家と連携を撮ると言うのが一番いい姿とされているのでこのような話も伝えました。

割増賃金単価の計算式は二つの方式がありますどちらの方式を使うかは就業規則に定めておく必要があります。

(1)1年間所定労働時間の平均値を用いる方法

(1日8時間、所定労働日261日(週休2日(104日))、割増賃金基礎給20万円)

$$\frac{20 \text{ 万円}}{(365 \text{ 日} - 104 \text{ 日}) \times 8 \text{ 時間} \div 12 \text{ 月} = 174 \text{ 時間}} = 1,149.4 \text{ 円}$$

(2)その月の労働時間を用いる方法

(1日8時間、労働日数22日、割増賃金基礎給20万円)

$$\frac{20 \text{ 万円}}{22 \text{ 日} \times 8 \text{ 時間} = 176 \text{ 時間}} = 1,136.3 \text{ 円}$$

実際には祝祭日や年末年始の休日等があるため(1)の場合には毎年度計算し直す必要があります。

残業代の問題を考えると、割増賃金の基礎給(注2)と労働時間と休憩時間の算定はワンセットの問題として考える必要があります。労働時間については、始業前のミーティングの時間や終業時間後の時間などどうするか、休憩時間では10時と15時の10分程度の休み時間は休憩時間なのか休息時間なのか。貸切バスの運転手さんの場合、休憩時間をどの様に考えるかによって残業時間が大きく変わってきます。

(注1) 最低賃金以上の賃金が支払われているかどうかを見るときには、次の手当類を除いたもので比較することとなります。(最低賃金法第4条)

裁定賃金との比較 時に除かれる賃金	通勤手当、 家族手当、 精皆勤手当、 臨時に支払われた賃金、 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金 残業代、 休日手当。 深夜割増25%部分 所定労働時間以外の賃金部分
----------------------	---

(注2) 技能実習生のように時間給(最低賃金)のみで手当が一切ない場合には割増賃金の基礎給で揉めるとすれば最低賃金の改訂がなされていない場合や残業単価が1時間400円と固定されている場合です。

平成 27 年の来日外国人犯罪の検挙状況から ～ ベトナム人を中心に ～

最近読んだ「ルポ ニッポン絶望工場」の中に留学を隠れ蓑として出稼ぎに来るベトナム人が増加し、その結果ベトナム人の犯罪が増加していると書かれていました。アジア関係からの外国人の増加の状況と警察庁が発表している「来日外国人犯罪の検挙状況(27年)」からベトナム人を中心とした犯罪状況をみてみます。

1. 外国人の人数の推移

日本に在留する外国人は毎年微々たる割合で増加していますが、ベトナム人の増加状況は著しく対前年比で見ると下表の様に平成 25 年が 37.9%、平成 26 年が 38.2%そして 27 年が 47.2%と毎年大きな伸びを示しています。

こうしたベトナム人の増加を在留資格別にみると、留学が 51.8%増、技能実習が 69.1%増であり、この二つでベトナム人増加数の 86%を占めています。技能実習生では中国人が減少傾向にありこのまま推移すれば 1～2 年内には技能実習生のトップの座が中国からベトナムに代りそうな勢いです。ベトナム人留学生の大半が労働を目的としているとすれば技能実習生も含めて単純作業労働者として括ってみると既に逆転していると言ってもいいのかもしれませんが。

ネパールを除く技能実習生関連諸国の留学生数は、スリランカが 26 年の 1981 人から 3219 人に 62%増加している以外は 5000 人未満で特に目立った動きは有りません。ちなみにフィリピンからの留学生は平成 26 年が 1013 人、平成 27 年が 1314 人と技能実習生数と比較すると他の国に比べて低い数値となっています。

【第 1 表】 (国籍別外国数) ベトナム人が 47,091 人増加

国 籍	H 17	H 24	H 25	H 26	H 27	前年比
中 国	519,561	652,555	649,078	654,777	665,847	+1.7%
フィリピン	187,261	202,974	209,183	217,585	229,595	+5.5%
ブラジル	302,080	190,581	181,317	175,411	173,437	1.1%
ベトナム	28,932	52,369	72,256	99,865	146,956	+47.2%
タイ	37,703	40,130	41,208	43,081	45,379	+5.3%
インドネシア	25,097	25,530	27,214	30,210	35,910	+18.8%

第 2 表 (国籍別留学生数) ベトナム人が 17,005 人増加

国 籍	H 17	H 24	H 25	H 26	H 27	前年比
中 国	89,374	113,980	107,435	105,557	108,331	+2.6%
ベトナム	2,165	8,811	21,231	32,804	49,809	+51.8%
ネパール	869	4,793	8,892	15,697	20,278	+29.1%

第 3 表 (国籍別技能実習生数) ベトナム人が 23,542 人増加

国 籍	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	前年比
総 数	141,994	151,477	155,206	167,626	192,655	+14.9
中 国	107,601	111,395	107,174	100,093	89,036	11.0
ベトナム	13,524	16,715	21,632	34,039	57,581	+69.1
フィリピン	8,233	8,842	10,077	12,721	17,740	+39.4
インドネシア	8,016	9,098	10,064	12,222	15,307	+25.2
タイ	2,983	3,464	3,947	4,923	6,084	+23.5
その他	1,637	1,963	2,312	3,628	6,907	+90.3

その他の 27 年の内訳は、カンボジャ 3,106 人、ミャンマー 1,978 人、モンゴル 624 人、ラオス 321 人、ネパール 247 人、スリランカ 223 人、バングラデシュ 91 人、マレーシア 62 人、ペルー 47 人等となっています。

2. ベトナム人の犯罪状況

外国人の犯罪状況で目につくのはベトナム人による外国人刑法犯件数の多さです。単純に計算すると日本に滞在するベトナム人の1.73%が犯罪を犯して検挙されています。これは57人で1件の犯罪の発生となり他の外国人と比べるとベトナム人の犯罪件数が突出しています

第4表 在留人数と刑法犯件数

	在留人数	刑法犯件数	在留人数比(/)	1件当の人数(/)
中国	665,847人	2,390件	0.35%	278人に1件
フィリピン	229,595人	450件	0.19%	510人に1件
ベトナム	146,956人	2,556件	1.73%	57人に1件
ブラジル	173,437人	1,410件	0.81%	123人に1件

刑法犯件数では中国、ブラジルそしてベトナムの順となっています。在留人数別では、中国、フィリピン、ブラジル、ベトナムの順です。

次にベトナム人刑法犯の内訳を見ていくと窃盗犯が84.6%を占めています。さらに窃盗犯の内訳をみていくと万引きがベトナム人刑法犯の72.0%を占めており、窃盗犯内の85.0%を占めています。なお外国人刑法犯の内、ベトナム人による万引きは19.5%の割合です。

外国人刑法の内、万引きでの総検挙件数は3,211件で、これに対するベトナム人の万引き件数は57.3%、万引き件数2位の中国人は20.2%となっています。

第5表 窃盗犯の内訳

	ベトナム			中国		
	H26	H27	H27 国別刑法犯件数比	H26	H27	H27 国別刑法犯件数比
外国人刑法犯総数	9,664	9,417		9,664	9,417	
国別刑法犯件数	1,972	2,556	100%	2,684	2,390	100%
窃盗犯	1,745	2,164	84.6%	1,633	1,426	59.6%
侵入窃盗	13	16	0.6%	412	367	15.3%
車上ねらい	2	2	0.0%	9	11	4.6%
万引き	1,434	1,841	72.0%	644	651	27.2%
自動車窃盗	184	139	5.43%	0	1	0.0%

報告書はベトナム人の刑法犯の特色を次のように報告しています。

ベトナム人による刑法犯の検挙件数の約85%は窃盗で、窃盗の約85%は万引きである。犯行形態としては、数人のグループで、見張り役、実行役、商品搬出役等を分担して、大型ドラッグストア、大型スーパー等に車両で乗り付け、一度に大量の商品を万引きし、これを連続的に敢行するなど組織性、計画性が認められる。また、盗んだ商品は、盗品買取業者に持ち込んで現金化する事案がみられるほか、最近では自動車盗で、実行役、盗難自動車の保管役と役割分担し、日本人を含めたグループで建設重機等を窃取していた事例もみられる。

また、ベトナム人による凶悪犯の検挙件数も増加傾向にあり、26年の検挙件数は20件と全体の約15%であったが、27年は34件で全体の約24%と増加しており、交通上のトラブルや金銭トラブルをめぐり、他の国籍の外国人や同国人に対する殺人事件等の事例もみられる。

中国人の刑法犯に対しては次のように報告されています。

偽装結婚、在留カード偽造・提供等の犯罪インフラ事犯の検挙は他の国に比べて多い。また、中国人による犯罪では、インターネットのメッセージソフトである「QQチャット」や、「陌陌(MOMO)」と呼ばれるスマートフォンアプリ等の通信手段を使用している場合が多く、犯罪の秘匿性、広域性を強めている。

以前、ベトナム人が万引きなどして捕まると警察がなかなか帰らしてくれないと言う話を聞いたことがあります。今回「来日外国人犯罪の検挙状況(27年)」を見ているとこの理由が納得できました。カトリック教会でのミサを見ているとかなりベトナム人の人数が増えてきているようです。皆20代のようなので留学生か技能実習生でしょう。ベトナム人実習生の人数はフィリピン人の3倍強来日しています。当然技能実習生の問題はフィリピン人の3倍あるはずですが、教会関係での相談事例は一件もありません。教会に連れて来ているのが協同組合の指導員であるためか関係づくりが一切進まないこともあります。それ以前に在日フィリピン人は229,595人(内実習・留学19,094人)に対して在日ベトナム人は146,956人(内実習・留学人107,390人)であり、フィリピン人の80%強がカトリック教徒であるのに対して、ベトナム人は6%程度と言う点はカトリック教会関係者を中心に支援する私たちとベトナム人との接点が非常に少ないと言うことを意味しています。同時に問題が持ち込まれても通訳確保に苦労すると言う問題もあります。先日広島市内のユニオンがベトナム人技能実習生の問題を扱った例では、通訳は東広島市にある広島大学の留学生と聞いています。東広島市ではベトナムの技能実習生の女性が先輩に対して怪我をさせて帰国させられたと言うこともありました。ここで見た犯罪の状況からすると広島でも私たちの知らないところで沢山の問題が発生しているはずですが、教会に来るベトナム人は留学生・技能実習生が中心であることからこの人達を起点とする支援体制づくりがどうかしてできないかと思っています。

新聞記事から

医療通訳はだれのため？ 在日外国人の健康格差、現実に即した医療体制とは

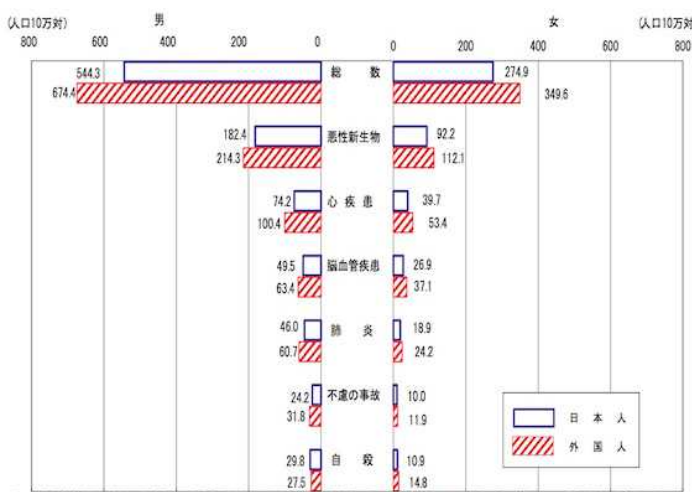
沢田貴志 / シェア = 国際保健協力市民の会 SYNODOS 2016.08.04 Thu

解消しない健康格差

近年、外国人旅行者の増加やオリンピックを契機に、日本を訪れる外国人のための医療体制が注目をあびている。1990年代以来、外国人の医療の相談に応じてきた私たちとしては、この課題に関心を持っていただけるとはうれしいことである。しかし、その整備のあり方については一言お伝えしておきたい。

まず、在日外国人の健康状態はどのようなものだろうか。2010年の人口動態統計によると、日本に住んでいる外国人は、日本人に比べて男女ともに2割以上も死亡率が高い。同じ日本に住んでいても、外国人と日本人の間には明らかな健康格差が生じている。

このような格差は、もともとの病気があったり、もともと不健康だったからではないかという見方もあるかもしれない。もしそうであれば病気の種類によって死亡率に違いが出るだろう。しかし現実には、がん・心臓病・脳卒中と自殺を除く全ての病気で外国人の方が死亡率が高いのである。



主要死因別年齢調整死亡率の国籍(日本・外国)別にみた比較 - 平成22年 - 出典:平成26年度人口動態統計特殊報告「日本における人口動態 - 外国人を含む人口動態統計 -」から(データは平成22年のもの)

こうした健康格差は、外国人の人口が急速に増えた1990年代以降から注目されている。当時は、就労するための適切な在留資格がなく、健康保険に入れない外国人労働者が多くいた。つまり、経済的理由により治療が受けられないことが、死亡率の高さの主な要因だと考えられていた。

その後、日本の経済情勢や労働政策が変

注: 1) 年齢調整死亡率は、人口構成の異なる集団間での死亡率を比較するために、年齢階級別死亡率を一定の基準人口(昭和60年モデル人口)にあてはめて算出した指標である。
2) 日本人・外国人別の年齢調整死亡率は、5年ごと(国勢調査年)に算出している。

化し、在留資格のない外国人の割合は約 23% (1992) から 2.6% (2015 年) に激減した。そして、現在では医療機関を訪れる外国人の大半が健康保険加入している。

それでもこの格差は解消する気配がない。その原因には、外国人特有の問題である言葉の障壁が大きく影響しているのではないかと私は考えている。では言葉の不自由さがどのように健康リスクを増加させるのか。私がこれまでに会った患者さんを例に紹介しよう。

言葉の壁と健康リスク

【ケース 1】

50 代の外国人女性は、甲状腺に腫瘍が見つかり病院に紹介された。検査の結果、癌が疑われ、吸引細胞診（腫瘍に針を刺して細胞レベルの診断をすること）をすることになった。病院側は、検査をするためには詳しい説明が必要なので、通訳ができる人を探して連れてくるように説明した。

しかし、言葉が堪能で平日の昼間に同席してくれる人を探すことは簡単ではなかった。女性は癌の疑いという医師の説明もよく理解ができておらず、結局一年近く病気を放置してしまった。

【ケース 2】

30 代の日系人の女性は、体の痛みで病院を受診し、指示されるままに 5 人の医師をめぐったが診断がつかなかった。ほとんど困ってしまい通訳者のいる診療所を受診したところ、重症の膠原病であることがわかり、すぐに大学病院に紹介され、翌日入院した。

【ケース 3】

ある男性は、糖尿病のため大学病院で治療を受けていた。しかし、毎日 3 種類 10 数錠の薬を飲んでいても血糖が下がらず、ついにインスリンの注射が必要と言われた。注射を打ちたくなかった彼は、この時点で通訳の対応ができる医療機関に転院した。この結果、言葉の障害のため、食事指導の内容がほとんど理解されていなかったことが判明。じっくりと食事の注意を話したところ、インスリンは使わず一種類の薬だけで血糖がほぼ正常化した。

このように、言葉が不自由なために治療が遅れてしまったり、治療効果が上がらずにいる外国人の患者さんがたくさんいる。【

見落とされている子ども達への影響

影響を受けるのは、病気になった本人だけにとどまらない。

日本語が不自由な日系人の患者さんが他の地域の病院から紹介されてきた時のことである。診察時に驚いたのは、中学生のお子さんが通訳をするために同行していたのである。聞くところによると病院から言葉の分かる人の同行を求められ、これまで 10 回近い受診にいつも子どもを同行していたのだという。

日系人の多くは、1990 年代に日本にやってきた新しい働き手である。当時は自動車産業などの製造業が人手不足で困っていたので、南米などからリクルートしてきたのだ。朝から晩まで工場に勤めている両親は日本語が上達せず、学校に行き始める子どもたちが先に日本語が上達する。

この結果、親の病気のために子どもが学校を休んで通訳をしに行く事態がしばしば起きている。こうした子どもたちが癌などの深刻な病気の通訳を求められてしまうなら大変痛ましいことである。訓練を受けていない、ポキャブラリーが不十分な子どもの通訳では誤解も生じやすい。学校をしばしば休んで子どもが勉強についていけなくなってしまう問題もある。

このように、病院側がこうした家族の通訳に頼らざるを得ない状況は非常に問題だ。医療現場で適切な通訳をするためには、専門の研修を行いしっかりと技術をも身につけて頂くことが不可欠である。専門家ではない家族の通訳では、誤解が生じ診断を誤ったり、診断がつかずに無駄な検査を繰り返してしまうことも少なくない。

幸い神奈川県では県と NPO・医師会などの共同事業で、主だった病院に医療通訳者を派遣する制度があるため、転院後は子どもを同伴する必要はなくなった。しかし、こうした制度がある地域は極めて少数である。多くの地域では、通訳者なしでの診療が通常であり、家族が通訳をするために同行することが期待されている。

成功事例に学び、長期的な視野に立った政策を

アメリカや豪州では政府が医療通訳制度を整えており、医療機関に医療通訳の利用を義務づけている。これは、外国人の健康を守る目的だけでなく、通訳者がいないと誤解や誤診によって医療機関が責任を問われる危険があるからだ。あるいは、医療が非効率になって社会の経済的負担がかえって増えてしまう可能性もある。

このように医療通訳システムがあった方が社会全体の負担を軽減するという考えは、外国人の割合が少ない日本の場合は当てはまらないのでは、という意見もある。しかし、日本でも医療通訳制度の活用が効果を出していると思われるデータは出始めている。

たとえば、神奈川県では、外国人の急病人を診療した医療機関が、患者が深刻な病状で死亡するなどのやむにやまれぬ事態で医療費を回収しきれなかった場合に、その損失を補填するための予算が組まれている。

1993年から次第に増加していたこの補填額は2002年には2269万円となっていた。しかし、医療通訳制度ができた2002年を境に、補填額は減少しはじめ、2013年には210万円と10分の一以下に減少している。これだけの急激な減少は健康保険に加入できない人が減少したことだけでは説明がつかない。

医療通訳制度があることで病院の敷居が低くなり、早期の受診を促すなどの効果で貢献していると考えている。他にも神奈川県は外国人人口あたりの結核やHIVなどの感染症の発症率も周辺自治体より低めであり、外国人医療が円滑に進んでいる。

1990年代以降、企業の国際展開や国際結婚の増加により日本の外国人人口は緩やかに増加を続けてきた。少子化の進行により、日本では現在の経済規模を維持するためには、より多くの移民を受け入れる必要があるという試算もある。

現実に、日本で働く外国人の国籍は多様化しており、フィリピン、ベトナム、インドなどの非漢字文化圏の出身者も増えている。移民を増やしても十分な言葉の支援がなく、医療や教育が的確に受けられなければ、格差が広がり、社会の不安定要因になる。

今必要なのは、すでに200万人を超える外国人が日本で働き生活している現実に則して、言葉の不自由な人も円滑に診療が受けられる体制を作ることである。そのためには、訓練された医療通訳者を育てるような仕組みを地方自治体のレベルで整えていくことが求められる。長期的な視野にたって地域の健康と安定を保つために、今手をつけなければならない政策である。

【美術館情報】

広島現代美術館

特別展 1945年±5年 戦争と復興：激動の時代に美術家は何を描いたのか

2016年7月30日(土)～10月10日(月・祝) 休館日：月曜日

開館時間：10:00-17:00(入場は閉館の30分前まで) 所在地：広島県広島市南区比治山公園 1-1



「1945年±5年」展は、1945(昭和20)年を境にして、その前後それぞれ5年間の日本の美術をとりあげる展覧会です。その前半は1937(昭和12)年から始まる日中戦争、1941(昭和16)年からのアジア・太平洋戦争の時代、後半は日本が敗戦を迎え、連合国によって占領統治された時代にあたります。日本近代史上、最も激動の時代といえるでしょう。その過酷な時代に美術家はどのような表現を行い、社会とどのような関係を築いたのでしょうか。

戦争が軍事力だけではなく、国のあらゆる力を総動員して行われる総力戦となったこの時代、美術の活動は厳しく統制され、戦争遂行に協力することが求められました。画家たちは戦争画や、銃後の人々を顕彰する絵などを制作したのです。しかしながら、戦争画の中にはそれだけに終わらない要素もあり、また個々の美術家の営みは戦争協力に限られるわけでもありません。時代の巨大な渦に巻き込まれながらも、美術家たちは多様な動きを見せました。本展覧会は、こうした動きを油彩画を主とする200点近い作品によって紹介するものです。

本の紹介

ルポ ニッポン絶望工場

出井康博著 講談社+ 新書 840円

外国人の様々な問題が聞こえてくる中の一つに、ベトナム人技能実習生に日本語を教えているが、彼の会社の仕事が少なくなり収入が大きく減少した。来月からは休業も発生するらしい。このままでは生活が成り立たないので新聞配達のアルバイトをしたいと言うものがありました。技能実習生が新聞配達のアルバイトを知っていることが不思議でした。今回この本を読んでこの理由が分かりました。ベトナムでは日本語学校への留学と新聞奨学生をワンセットとした留学システムが開発され、日本語学校留学を隠れ蓑とした労働者受け入れシステムが広範に行われており、ベトナム人留学生が凄まじい増加の一途をたどっている実態が報告されています。技能実習制度と同じ「建て前と本音」の上に成り立っています。しかしこの留学システムは一定時間内の労働は合法的だが、それを超えると入管法違反に問われることを無視した「建て前と本音」でしかありません。来日するために150万円を超える借金をし、来日後は、この返済と日本語学校に支払う学費の工面と生活費の確保のため日々借金を膨らませている状況があります。日系フィリピン人は技能実習制度のような制度で守られず、ひどい状況に置かれていると考えていましたが、これを上回る酷い世界の話であり、一部の劣悪な環境に置かれた技能実習生以上に劣悪な環境に置かれています。この本で見る限り労働法上の問題は表向きなく、問題は入管法上留学生に認められている週28時間の就労時間違反と実態として留学の態を成していないことであるためおおっぴらに問題にすれば入管法違反で帰国させられるところにあると言えます。

ベトナム人偽装留学生を中心にブラジル人やEPAの問題など現在日本が抱える外国人問題が報告されており目から鱗と言った思いで読み進みました。特に最後の第6章「犯罪集団化する「奴隷」たちの逆襲」は外国人の犯罪と親が外国人の悪質な犯罪の増加を予感させられる気がします。「外国人との共生」といったきれいごとの世界の話ではなく外国人の受け入れとは何か考え直すため参考になりました。

言葉

趙州の食器洗い

趙州禪師はある僧が。

「私は新参の雲水です・どうか老師ご教示を」と言ったので、

「おまえは粥座はすましたか」と言った。僧が、

「すました。」と答えると、禪師は言った。

「そんなら持鉢を洗っておけ」

その僧は、はっと気がついた。

秋月龍珉 著 無門関を読む 講談社学術文庫 P77

発行所

医事業務支援センター・小松社会保険労務士事務所
フィリピン人労働者を支援する会

〒734-0045 広島市南区西本浦町 14-11-511

携帯 090-7590-0215 Tel 082-285-9039

e-mail k.komatsu@do.enjoy.ne.jp <http://srk2002.com/>

平成28年 9月 1日 発行